

後期高齢者医療制度のお知らせ

年金・長寿医療グループ (☎ 2137)

保険料率が変わりました 保険料は2年ごとに保険料率を見直すことになっています。
平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	均等割 (年額) (被保険者が等しく負担)	所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)
平成22・23年度	44,192円	10.28%	50万円
平成24・25年度	47,709円 (3,517円増)	10.61% (0.33ポイント増)	55万円 (5万円増)

保険料の計算方法 (平成24年度)

$$\text{均等割 (1人当たりの額)} + \text{所得割 (被保険者本人の所得に応じた額)} = \text{1年間の保険料}$$

47,709円 (平成23年中の所得 - 33万円) × 10.61% (100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割りで計算します。
※平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減について 所得などにより保険料が軽減されることがあります。
※軽減内容は平成23年度までと変更ありません。

①均等割が軽減される方 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

軽減後の均等割額	前年度比
4,770円	約 300円増
7,156円	約 500円増
23,854円	約 1,800円増
38,167円	約 2,800円増

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

②所得割が軽減される方 個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方

この制度に加入したときに被用者保険 (主にサラリーマンの方が加入する健康保険) の被扶養者だった方は、所得割は掛からず、均等割が9割軽減になります。

年間保険料額の例

単身世帯 (世帯主) の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	保険料	前年度比
80万円	9割	—	4,700円	300円増
153万円	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	800円増
180万円	2割	5割	52,400円	3,200円増
211万円	—	5割	78,400円	4,400円増
250万円	—	—	150,600円	6,700円増

夫婦2人世帯 (共に被保険者) で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	保険料	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,700円	300円増
	妻	9割	—	4,700円	300円増
153万円	夫	8.5割	—	7,100円	500円増
	妻	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円	800円増
	妻	8.5割	—	7,100円	500円増
180万円	夫	5割	5割	38,100円	2,200円増
	妻	5割	—	23,800円	1,800円増
211万円	夫	2割	5割	68,900円	3,800円増
	妻	2割	—	38,100円	2,800円増
250万円	夫	—	—	150,600円	6,700円増
	妻	—	—	47,700円	3,600円増